

「子ども手当」が始まります

中学生以下のお子さんが対象です

手当を受給するには

4月から、これまでの「児童手当」に代わり、「子ども手当」を支給する制度が始まりました。次代の社会を担う子供の育ちを社会全体で支援するため創設されたもので、対象者や支給月額が児童手当に比べ拡大されます。

「子ども手当」は、中学校修了前のお子さんを対象に、1人につき月額1万3千円を支

給するものです。所得制限は無く、これまで所得制限により児童手当を受給していなかった方にも手当が支給されます。

◇支給対象 0歳～中学校修了前（15歳で最初に3月を迎えるまで）の子供

◇受給者 町内に住所があり、支給対象となる子供を養育している人

◇支給金額 対象となる子供1人につき月額1万3千円

◇本年度分の支給月
 ・4月～5月分：6月
 ・6月～9月分：10月
 ・10月～来年1月分：来年2月
 ・来年2～3月分：来年6月

※手続きの必要な人が6月に支給を受けるためには、5月14日までに請求が必要です。それ以降に請求した方は、次回（10月）の支給となります。

◇手続きが必要な人
 ①児童手当を受けていない人
 ②児童手当を受けている人のうち、中学2・3年生の子供がいない人

これまで児童手当を受給していた方は原則として手続きは不要ですが、児童手当を受給していない、または中学2・3年生のお子さんがある方は請求手続きが必要です（下表）。

対象者には4月中旬に請求書類を郵送しますので、期限までに請求手続きをしてください。手続きが遅れると、請求した月までの手当は支給されませんので、ご注意ください。

◇手続きが不要な人
 児童手当を受けている人のうち、中学2・3年生の子供がいない人

※従来どおり、6月には現況届を提出していただきます。

▽手続き方法 請求書類に必要な事項を記入し、町民課（1番窓口）または役場各支所へ提

出してください。

※公務員の場合は勤務先で支給されます。勤務先にお問い合わせください。

▽持参する物 ▼請求者の印鑑
 ▼請求者の健康保険証の写し
 ▼または厚生年金等の加入証明書（厚生年金・共済年金加入者のみ）▼請求者名義の預金通帳の表紙のコピー

※別居しているお子さんがいる方は別に証明書類が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

▽請求期限 9月30日（木）

◆問い合わせ 町民課子ども手当担当 ☎82-3111 内線122へどうぞ。



◆子ども手当創設に伴う手続き

区分	必要な手続き
昨年度児童手当を受けていない方	「認定請求書」を提出してください。
昨年度児童手当を受けている方	中学2・3年生のお子さんがある 「額改定認定請求書」を提出してください。
	中学2・3年生のお子さんがいない 手続きは不要です。

◆問い合わせ 町民課子ども手当担当 ☎82-3111 内線122へどうぞ。